

若桜町タクシー利用料金助成事業について

若桜町では、自動車を運転できない方などを対象に、タクシー料金の助成を行います。

希望される場合は、申請書に必要事項を記入のうえ、役場企画政策課に申請してください。

なお、タクシー助成券は、鳥取県ハイヤータクシー協会東部支部に所属するタクシー事業者が運行するタクシーでご利用いただけます。詳しくは裏面をご確認ください。



対象者

若桜町にお住まいの方で、下記のいずれかに該当する方。

- ① 満65歳以上で自動車運転免許を取得していない方
- ② 要介護認定、要支援認定を受けている方
- ③ 身体障害者手帳の交付を受けた方
- ④ 療育手帳の交付を受けた方
- ⑤ 精神障害者福祉手帳の交付を受けた方
- ⑥ 自動車運転免許を返納した方
- ⑦ 妊婦の方

※申請時点において町税を滞納している方が同一世帯にいる方や運転免許証の取消等により自家用車の利用ができない理由がある方は対象外です。

助成金額及び利用方法について

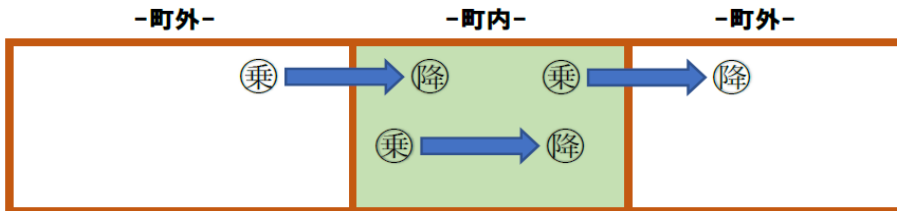
- ・助成券は500円分を1枚とし、1人につき年間20枚交付します。
- ・1回乗車につき助成券は何枚でも利用できます。
- ・令和5年度に交付する助成券の**利用期限は令和6年3月31日まで**です。
- ・ご本人のみ利用できます。ご利用の際は、マイナンバーカード、保険証等のご本人確認証明書をご提示ください。

申請から利用までの流れ

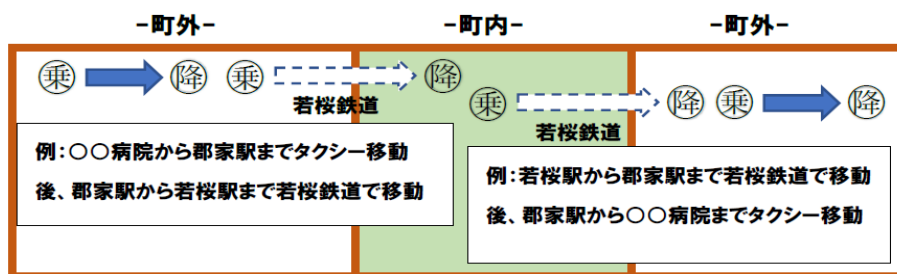
- ① 交付申請
 - ・役場企画政策課に申請してください。
 - ・申請書は企画政策課または若桜町ホームページで取得してください。
 - ・対象であることを証明する本人確認書類の写しが必要です。
- ② 助成券交付
 - ・助成券をまとめて交付します。
- ③ タクシー利用
 - ・助成券を利用できるタクシー会社を利用してください。
- ④ 助成券利用
 - ・支払いの際、助成券を運転者へお渡しください。

助成券を利用できる区間

- ・乗降場所のいずれかが町内であること



- ・若桜鉄道を利用される場合は、乗降場所が若桜鉄道沿線駅(若桜駅～鳥取駅)であれば利用可能です。



※上記いずれの利用についても、タクシー会社により営業区域(乗降できる場所)が限定されています。詳しくはタクシー会社にご確認ください。

助成券を利用できるタクシー会社

| タクシー会社名及び連絡先 | | タクシー会社名及び連絡先 | |
|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 観光タクシー有限会社 | 0857-21-1234 | 東部タクシー株式会社 | 0857-28-3232 |
| 日本交通株式会社 | 0857-26-6111 | 大森タクシー株式会社 | 0857-23-6511 |
| 日ノ丸ハイヤー株式会社 | 0857-22-2121 | 旭タクシー株式会社 | 0857-28-0081 |
| 鳥取自動車株式会社 | 0857-26-6111 | いなばタクシー株式会社 | 0858-85-0553 |
| 有限会社サービスタクシー | 0857-22-2011 | 株式会社商栄陸運 | 0857-53-3694 |
| 毎日タクシー株式会社 | 0857-22-8288 | | |

公共交通担当課：役場企画政策課(82-2231)